

## 公布された規則のあらまし

### ○佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第1号）

- 1 農林水産商工本部に I L C 推進監を置くことができることとした。（第 21 条関係）
- 2 農林水産商工本部に置かれた職にある者の一部は、国際リニアコライダー計画の推進に関する事務の一部を処理することとした。（第 25 条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 5 佐賀県公有財産規則及び佐賀県財務規則について、所要の改正を行うこととした。